

## 令和2年度農業経営持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響により出荷数量・出荷価格が減少し、一定の期間内において売上げが減少した施設栽培による高収益作物の生産者に対して、今後の農業経営の持続化を支援するため当該年度の予算の範囲内において農業経営持続化支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、五所川原市に住所を有する個人又は五所川原市に主たる事務所を置く法人で、施設栽培による花き・野菜・果樹（以下「交付対象作物」という。）を生産し、令和2年2月から令和3年1月までに交付対象作物の出荷実績がある又は出荷調整等のやむを得ない理由により出荷ができなかった販売農家のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から令和3年1月までの間の交付対象作物の売上げが、平成31年2月から令和2年1月までの間の交付対象作物の売上げと比べて30%以上減少していること。ただし、令和2年2月以降に初めて交付対象作物の出荷を予定していた等の理由により前年売上実績がない場合にあつては、交付対象作物を2.5a以上作付けし、かつ新型コロナウイルスの影響による出荷調整等の措置を受けていること。
- (2) 収入保険、野菜・花き価格安定事業等のセーフティネットに加入していること。
- (3) 国の持続化給付金の給付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納をしていないこと。ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予されているものを除くものとする。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有しないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1経営体当たり20万円とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、農業経営持続化支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和3年2月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 売上高比較表（様式第2号）並びに交付対象作物に係る本年売上高（令和2年2月から令和3年1月まで分）及び前年売上高（平成31年2月から令和2年1月まで分）が分かる書類（税務申告書類、出荷伝票、精算書、出荷調整を受けたことが分かる書類等）
- (2) 交付対象作物の出荷調整等により出荷実績がない場合にあつては、出荷調整等をされたことが分かる書類又は本年（令和2年2月から）において交付対象作物の作付け・肥培管理を行ったことが分かる書類（種苗費、農薬代、光熱動力費等の経費に係る領収書等）
- (3) 申請者の市税の納税証明書

(4) 補助金振込口座情報が分かる書類（通帳の写し等）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、補助金の交付決定がなされた際には、規則第6条第2項による請求があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を農業経営持続化支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。なお、規則第13条の規定にかかわらず、当該通知書をもって、補助金の交付の額を確定した旨を通知したものとみなす。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定の内容に不服があるときは、市長の定める期日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。